



<p><b>(市町村の福祉事務所)</b></p> <p><b>第十一条</b> 市町村の設置する福祉事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第五項各号に掲げる業務又は同条第六項及び第七項の規定による市町村長の業務を行うものとする。</p> <p><b>十二条</b> 市の設置する福祉事務所に知的障害者福祉司を置いている場合は、当該市に知的障害者福祉司を置いていない福祉事務所があるときは、当該市の知的障害者福祉司を置いていない福祉事務所の長は、十八歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導については、当該市の知的障害者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。</p> <p><b>十三条</b> 市町村の設置する福祉事務所のうち知的障害者福祉司を置いている福祉事務所の長は、十八歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導を行う当たつて、特に専門的な知識及び技術を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。</p> <p><b>十四条</b> 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p><b>十五条</b> 市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付隨する業務を行うこと。</p> <p><b>十六条</b> 知的障害者の福祉に関する相談及び指導のうえ、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。</p> <p><b>十七条</b> 八十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。</p> <p><b>十八条</b> 都道府県は、前項第二号口に規定する相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。</p> <p><b>十九条</b> 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関する相談を行うべきに該当する者（知的障害者更生相談所）</p>	<p><b>(市町村の福祉事務所)</b></p> <p><b>第十一条</b> 市町村の設置する福祉事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第五項各号に掲げる業務又は同条第六項及び第七項の規定による市町村長の業務を行うものとする。</p> <p><b>十二条</b> 市の設置する福祉事務所に知的障害者福祉司を置いている場合は、当該市に知的障害者福祉司を置いていない福祉事務所があるときは、当該市の知的障害者福祉司を置いていない福祉事務所の長は、十八歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導については、当該市の知的障害者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。</p> <p><b>十三条</b> 市町村の設置する福祉事務所のうち知的障害者福祉司を置いている福祉事務所の長は、十八歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導を行う当たつて、特に専門的な知識及び技術を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。</p> <p><b>十四条</b> 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p><b>十五条</b> 市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付隨する業務を行うこと。</p> <p><b>十六条</b> 知的障害者の福祉に関する相談及び指導のうえ、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。</p> <p><b>十七条</b> 八十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。</p> <p><b>十八条</b> 都道府県は、前項第二号口に規定する相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。</p> <p><b>十九条</b> 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関する相談を行うべきに該当する者（知的障害者更生相談所）</p>
---	---

<p><b>(知的障害者福祉司)</b></p> <p><b>第十三条</b> 都道府県は、その設置する知的障害者更生相談所に、知的障害者福祉司を置かなければならない。</p> <p><b>十四条</b> 市町村は、その設置する福祉事務所に、知的障害者福祉司を置くことができる。</p> <p><b>十五条</b> 都道府県の知的障害者福祉司は、知的障害者更生相談所の長の命を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p><b>十六条</b> 第十一条第一項第一号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。</p> <p><b>十七条</b> 第二号口に掲げる業務を行うこと。</p> <p><b>十八条</b> 市町村の知的障害者福祉司は、福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）の命を受けて、知的障害者の福祉に関する相談を行うものとする。</p> <p><b>十九条</b> 市町村は、知的障害者の福祉の増進を図るために、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。</p> <p><b>二十条</b> 前項の規定により、相談援助を行なうことができる。</p> <p><b>二十一条</b> 市町村は、前項の規定にかかるわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあっては、当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。</p> <p><b>二十二条</b> 市町村は、障害者相談員と称する。</p>	<p><b>(第十六条第一項第二号の措置に係るもの)</b></p> <p><b>二十二条</b> 市の設置する業務及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項及び第三項、第二十六条第一項、第五十一条の七第二項及び第三項並びに第五十一条の十一に規定する業務を行うものとする。</p> <p><b>二十三条</b> 知的障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行うことができる。</p> <p><b>二十四条</b> 相談所に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p><b>二十五条</b> (知的障害者福祉司)</p> <p><b>二十六条</b> 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p><b>二十七条</b> 医師</p> <p><b>二十八条</b> 社会福祉士</p> <p><b>二十九条</b> 知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で都道府県知事の指定するものを卒業した者</p> <p><b>三十条</b> 前各号に準ずる者であつて、知的障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの（民生委員の協力）</p> <p><b>三十二条</b> 民生委員法（昭和二十三年法律第九百九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、知的障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。</p> <p><b>三十三条</b> 医師</p> <p><b>三十四条</b> 知的障害者相談員</p> <p><b>三十五条</b> 市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、この章に規定する更生援助するための法律の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業その他の地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を行なう等の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。</p> <p><b>三十六条</b> 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務に當たつては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。</p> <p><b>三十七条</b> 支援体制の整備等</p>
--	--

<p><b>(障害福祉サービス)</b></p> <p><b>四十二条</b> 知的障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。</p> <p><b>四十三条</b> 一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつて、知的障害者の福祉に関する相談援助事業を行なう当該都道府県以外の者に委託する者である。</p> <p><b>四十四条</b> 都道府県は、知的障害者更生相談所を設けなければならない。</p>	<p><b>(障害福祉サービス)</b></p> <p><b>四十二条</b> 条第十八項に規定する一般相談支援事業その他の知的障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるよう配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。</p> <p><b>四十三条</b> 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに當たつては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。</p> <p><b>四十四条</b> 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務に當たつては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。</p> <p><b>四十五条</b> 市町村は、知的障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項第一号に規定する障害福祉サービス（同条第六項に規定する療養介護及び同条第十項に規定する施設入所支援（以下この条及び次条第一項第二号において「療養介護等」という。）を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るもの）を除く。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるとときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。</p>
---	--

(障害者支援施設等への入所等の措置)

**第十六条** 市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るために、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

一 知的障害者は、その保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

二 やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の主務省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所させてその更生援護を行ふことを委託すること。

三 知的障害者の更生援護を職親(知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町長が適当と認めるものをいう。)に委託す

くはのぞみの園に入所させてその更生援護を行ふことを委託すること。

又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所させてその更生援護を行ふことを委託すること。

市町村は、前項第二号又は第三号の措置を採るに當たつて、医学的、心理学的及び職能的判断を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならぬ。

2

(措置の解除に係る説明等)

**第十七条** 市町村長は、第十五条の四又は前条第一項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者又はその保護者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聽かなければならない。ただし、当該措置に係る者又はその保護者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合には、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)

**第十八条** 第十五条の四又は第十六条第一項の措置を解除する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

**第十九条及び第二十条** 削除  
(受託義務)

**第二十一条** 障害福祉サービス事業を行う者又は障害者支援施設等若しくはのぞみの園の設置者は、第十五条の四又は第十六条第一項第二号の規定による通知

規定期による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

### 第三章 費用

#### (市町村の支弁)

**第二十二条** 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十三条第二項の規定により市町村が設置する知的障害者福祉司に要する費用

二 第十五条の二の規定により市町村が行う委託に要する費用

三 第十五条の四の規定により市町村が行う行政措置に要する費用

四 第十六条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用

(都道府県の支弁)

**第二十三条** 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第十二条第一項の規定により都道府県が設置する知的障害者更生相談所に要する費用

二 第十三条第一項の規定により都道府県が設置する知的障害者福祉司に要する費用

三 第十五条の二の規定により都道府県が行う委託に要する費用

(都道府県の支弁)

**第二十四条** 削除  
(都道府県の負担)

**第二十五条** 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二条の規定により市町村が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第二十二条第三号の費用(次号に掲げる費用を除く。)については、その四分の一

二 第二十二条第三号の費用(第九条第一項に規定する居住地を有しないか、又は居住地が明らかでない知的障害者(第四号において「居住地不明知的障害者」という。)についての行政措置に要する費用に限る。)について

は、その十分の五

三 第二十二条第四号の費用(第十六条第一項に規定する居住地不明知的障害者についての行政措置に要する費用に限る。)について

は、その四分の一

四 第二十二条第四号の費用(居住地不明知的障害者について第十六条第一項第二号の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。)については、その十分の五

五 第二十二条第四号の費用(居住地不明知的障害者について第十六条第一項第二号の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。)については、その十分の五

(国の負担)

**第二十六条** 国は、政令の定めるところにより、第二十二条の規定により市町村が支弁した費用

を適正に行うことができる人材の活用を図るた

について、次に掲げる費用の十分の五を負担する。

一 第二十二条第三号の費用

二 第二十二条第四号の費用のうち、第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用

三 第二十二条第四号の費用

(費用の徴収)

**第二十七条** 第十五条の四又は第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。次項において同じ。)から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

**第二十八条** 市町村長は、前項の規定による費用の徴収に關し必要があると認めるときは、当該知的障害者又はその扶養義務者の収入の状況につき、当該知的障害者若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

**第二十九条** この法律の規定中都道府県が処理するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令の定めるところにより、

指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

**第三十条** この法律の規定中都道府県が処理するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令の定めるところにより、

指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

**第三十一条** この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

**第三十二条** この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

**第三十三条** 正当な理由がなく、第二十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の過料に処する。

(実施命令)

**第三十四条** 附則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 (施行期日)

3 (社会福祉法附則第七項に関する特例)

4 (社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。)

5 (児童福祉法第六十三條の三の規定による通知に係る児童は、第九条から第十一条まで、第十

め、前項に規定する措置の実施に關し助言その他援助を行うよう努めなければならない。

(町村の一部事務組合等)

**第二十九条** 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置する町村とみなす。

三条、第十五条の四、第十六条（第一項第二号に限る。）及び第二十二条から第二十七条までに規定する。この法律による改正後の規定は、この附則により施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則により特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手の处分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後にも、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさへ不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てをとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政手の处分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされかつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

（経過規定）  
5 前三項に定めるものほか、この法律の施行のため必要な経過措置は政令で定める。  
附 则（昭和四二年八月一九日法律第一号）抄  
1 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。  
この法律は、公布の日から施行する。  
附 则（昭和四五年五月四日法律第四号）抄  
附 则（昭和四八年七月二七日法律第六号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
附 则（昭和六〇年五月一八日法律第三七号）抄  
（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
この法律による改正後の法律の規定（昭和六十年度の特例に係る規定を除く。）は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）若しくは補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以前の年度に支出される國の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以後の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以前の年度に支出される國の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以後の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で昭和六十年度以後の年度に繰り越されたものについては、なお從前の例による。

ものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出する国の負担又は補助、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なほ從前の例による。

**附 則（昭和六一年一二月二六日法律第一〇九号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一から四まで 略  
五 第十四条の規定、第十五条の規定（身体障害者福祉法第十九条第四項及び第十九条の二の改正規定を除く。附則第七条第二項において同じ。）、第十六条の規定、第十七条の規定（児童福祉法第二十条第四項の改正規定を除く。附則第七条第二項において同じ。）、第十八条、第十九条、第二十六条及び第三十九条の規定並びに附則第七条第二項及び第十一條から第十三条までの規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（その他の処分、申請等に係る経過措置）  
第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第八条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれ

法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第二章 第十五条から第十九条までの規定の施行前に

改正前の行政庁の处分による。これらの規定による  
第四十二条の規定による審査請求若しくは再審  
査請求、老人福祉法第二十条若しくは第三十一  
条の規定による審査請求若しくは再審査請求、  
児童福祉法第五十八条の三若しくは第五十九条  
(同法第五十九条の四第二項において準用する  
場合を含む。)の規定による審査請求若しくは  
再審査請求、精神薄弱者福祉法第三十条若しく  
は第三十一条の規定による審査請求若しくは再  
審査請求又は母子保健法第二十五条の規定によ  
る再審査請求については、なほ從前の例によ  
る。

号) 附則抄 (平成元年四月一〇日法律第二二

（加行其一等）  
二二云建共、公而○用、○而行一○

第十三条（義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。）、第十四条（公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。）及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

**第一条** この法律は、平成三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

二 第一条中老人福祉法第二十一条、第二十四条及び第二十六条の改正規定、第二条中老人

### 三 第二条の規定（前号に掲げるものを除く。）

、第四条及び第六条の規定、第九条中止並論

第四条及び第六条の規定 第九条中社会福  
祉事業云第一三条、第一七条之二第二一項

祉事業法第十三条 第十七条及び第二十条の  
改正規定並びに第十条の規定並びに附則第七

(精神薄弱者福祉法の一部改正に伴う経過措置)  
**第十二条** この法律の施行の際現に第五条の規定による改正後の精神薄弱者福祉法(以下この条及び次条において「新法」という。)第四条に規定する精神薄弱者居宅生活支援事業(同条第四項に規定する精神薄弱者地域生活援助事業を除く。)を行っている国及び都道府県以外の者について新法第十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律(平成二年法律第五十八号)」の施行の日から起算して三月以内にとする。  
**第十三条** この法律の施行の際現に新法第二十一条の七に規定する精神薄弱者通勤寮又は新法第二十一条の八に規定する精神薄弱者福祉ホーム(以下「精神薄弱者通勤寮等」という。)を経営している市町村又は社会福祉法人であつて、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしているものは、同法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。  
この法律の施行の際現に精神薄弱者通勤寮等を経営している市町村又は社会福祉法人であつて、この法律の施行の日前一月以内に精神薄弱者通勤寮等を経営する事業を開始したもののが、同日において、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該事業を開始した日から一月間は、同法第五十七条第一項の規定による届出をしないで、当該事業を従前の例により引き続き経営することができる。

2 この法律の施行の際現に精神薄弱者通勤寮等を經營している国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者であつて、この法律の施行の日前一月以内に精神薄弱者通勤寮等を經營する事業を開始したものが、同日において、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該事業を開始した日から一月間は、同法第五十七条第二項の許可を受けないで、当該事業を従前の例により引き続き經營することができる。

3 前項の規定により従前の例により引き続き精神薄弱者通勤寮等を經營することができる者が、当該事業を開始した日から一月間に、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしたときは、その者は、同法第五十七条第二項の許可を受けたものとみなす。

第十五条 この法律の施行の際現に精神薄弱者通勤寮等を經營している市町村又は社会福祉法人であつて、この法律の施行の日前一月以内に社会福祉事業法第六十四条第一項の規定により届け出た事項に変更を生じたものが、同日において、同条第二項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、同法第五十八条第一項の規定による届出をしないで、当該事業を従前の例により引き続き經營することができる。

2 前項の規定により従前の例により引き続き精神薄弱者通勤寮等を經營することができる者が、当該変更を生じた日から一月間に、社会福祉事業法第六十四条第二項の規定による届出をしたときは、その者は、同法第五十八条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第十六条 この法律の施行の際現に精神薄弱者通勤寮等を經營している国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者であつて、この法律の施行の日前一月以内に社会福祉事業法第五十八条第二項に規定する事項に変更を生じたものの、が、同日において、同法第六十四条第二項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、同法第五十八条第二項の規定による届出をしないで、当該事業を従前の例により引き続き經營することができる。

2 前項の規定により従前の例により引き続き精神薄弱者通勤寮等を經營することができる者が、当該変更を生じた日から一月間に、社会福祉事業法第六十四条第二項の規定による届出を





第一項の規定にかかわらず、市町村が、やむ  
ない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

二 略  
第七条の規定による改正後の知的障害者福祉法第十五条の六の規定による居宅生活支援費の受給の手続、同法第十五条の十二の規定による施設訓練等支援費の受給の手續、同法第十五条の十七の規定による同法第十五条の二第五第一項の指定の手續、同法第十五条の二四の規定による同法第十五条の十一第一項の指定の手続その他の行為（その他の経過措置の政令への委任）  
**第二十九条** 附則第三条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
**附 則** (平成一四年一二月一三日法律第一号) 抄  
**(施行期日)**  
**一六七号** 抄  
**(施行期日)**

附則（平成十四年二月八日法律第一

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
**附 則** (平成一四年一二月一三日法律第一六七号)  
抄  
(施行期日)

**第十一條** 前条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧法」という。）第十五条の十二第二項の規定により協会の設置する福祉施設において提供される支援に係る施設訓練等支援費の支給の決定（以下「旧決定」という。）を受けている者は、前条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下「新法」という。）第十五条の十二第二項の規定によりのみの園の設置する施設において提供される支援に係る施設訓練等支援費の支給の決定（以下「新決定」という。）を受けたものとみなす。この場合において、新決定に係る新法第十五条の十二第三項第一号の期間は、同日における旧決定に係る旧法第十五条の十二第三項第一号の期間の残存期間と同一の期間とする。

**附 則（平成一六年一月一日法律第一四七号）抄**

（施行期日）  
二三号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条 第四十四条、第一百一条、及び第一百三十三条、第一百六十六条から第一百八十八条まで及び第一百二十二条の規定 公布の日

二 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条か

七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百十五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百五十五条の規定 平成十八年十月一日  
(知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)  
**第五十三条** 附則第五十一条の規定による改正後施行の知的障害者福祉法(附則第五十五条において「新法」という。)第九条第二項の規定は、同項に規定する特定施設(以下この条において「特定施設」という。)に入居又は入所をすることにより、施行日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同項に規定する特定施設入所知的障害者であつて、当該特定施設に入居又は入所をした際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。  
**第五十四条** 施行日前に行われた附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下この条及び次条において「旧法」という。)第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援に係る同項の規定による同項の規定による居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。  
2 施行日前に行われた旧法第十五条の七第一項に規定する指定施設支援に係る同項の規定による施設訓練等支援費の支給については、なお従前の例による。  
3 施行日前に行われた旧法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援に係る同項の規定による施設訓練等支援費の支給については、なお従前の例による。  
4 施行日前に行われた旧法第十五条の三十二第二項の規定による行政措置を受けて旧法第四条第一項に規定する知的障害者居宅支援が提供されている知的障害者は、政令で定めるところにより、施行日に、新法第十五条の三十二第二項の規定による行政措置を受けて障害福祉祉サービスが提供されている知的障害者とみなす。





及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第二十一条(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及び第四十二条の改正規定に限る)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く)、第一百二十九条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く)、第一百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する法律第十九条の改正規定を除く)、第一百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く)、第一百三十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正規定に限る)、第一百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正規定に限る)、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く)、第一百四十九条(密集市街地における防火街区の整備の促進に関する法律第二十条、第五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二十二条の改正規定を除く)、第一百五十七条、第一百五十八条の改正規定に限る)、第一百五十五条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二十二条の改正規定を除く)、第一百五十七条、第一百五十八条の改正規定に限る)、第一百五十九条(景観法第五十七条の改正規定に限る)、第一百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定)〔第二項第二号イ〕を「第二項第一号イ」に改める部分を除く)、並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る)、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十一条、第二十九条の改正規定に限る)、第一百六十六条(第二項及び第五十六条の改正規定に限る)、第一百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る)、第一百六十九条、第一百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る)、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る)及び第一百八十七条(鳥獣

の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（第四条第三項）を「第四条第四項」に改める部分を除く）、同法第二十九条第四項の改正規定（第四条第三項）を「第四条第四項」に改める部分を除く）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条第四項から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十七条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十二条第一項の改正規定を除く）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る）、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百七十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る）、第一百九十九条、第二百二十一条の二並びに第二百一十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日  
（政令への委任）

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日  
(政令への委任)

第十条 附則第四条から前条まで、第十六条及び第二十五条に規定するものほか、この法律による施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五一  
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなす。

して、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

**第九条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八  
三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十二条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定

定 公布の日

附 則 (平成二八年三月三一日法律第二  
一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条及び第六条の規定並びに附則第五条、第七条、第九条、第三十一条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定 公布の日

附 則 (平成二八年六月三日法律第六三  
号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年六月三日法律第六五  
号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年五月三一日法律第四  
一号) 抄

(施行期日)	
<b>第一条</b> この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。	(政令への委任) この附則に規定するもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
<b>附 則 (平成三十一年六月八日法律第四四号) 抄</b>	(施行期日)

(施行期日)	
<b>第一条</b> この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一 条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
<b>第二条</b> 第三十三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定(「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る)、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項目第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の项目的改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定(いづれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る)並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定	第一 条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)	
<b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一 条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
<b>第二条</b> 第二十二条の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く)及び第十三条の規定並びに附則第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定(公布の日より市町村が行う行政措置に要する費用に係る部分に限る)に規定する費用の新知的障害者福祉法第二十二条第三号又は第四号(同法第十六条第一項(第二号に係る部分に限る)の規定により市町村が行う行政措置に要することとなつた知的障害者福	第二 条 第二十四条(「同項中「又は同法第三十条第一項ただし書」とあるのは、「同法第三十条第一項ただし書」とあるのは「更生施設」と、「更生施設若しくは」とあるのは「更生施設若しくは」とする。

(施行期日)	
<b>第一条</b> この法律は、令和六年四月一日から施行する。	(政令への委任) この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置
<b>附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄</b>	(施行期日)
<b>第一条</b> この法律は、令和六年四月一日から施行する。	(政令への委任) この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置

(政令への委任)  
第九条 附則第二

(政令の第二条) 第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 貝  
号) 抄  
(施行期日)  
(今和四年六月二二日法律第七七

**第一条** この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この

法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日の、いずれか遅い日から施行する。

二 附則第十一條の規定 こども家庭庁設置法  
の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

の施行に伴う罰則の整備に関する法律  
(令和四年法律第七十六号)

附 貞  
○四号  
抄  
〔西元明治〕  
〔西元昭和四年二月六日〕  
〔西元昭和六年二月六日〕

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。二〇二二年四月二日開設の見合は、当該

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第七条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）

第一条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（「精神病質」を削る部分に限

る。)並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中児童福祉法第二十一条の五の七第一項、第三十三条の十八第一

項、第三十三条の二十第五項及び第三十三条の二十二の改正規定並びに第三十三条の二十

三の次に二条を加える改正規定、第七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条

中障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第五条、第二

附帶未履行件第三項第二十一条、第二十二条、第四十五条の三第一項、第三項及び第七項並びに第七十四条の三第四

第三項及び第七項並で第十一項の三第四項の改正規定、第十三条中身体障害者福祉法第七条第二項から第四項までの改正規定並び

第九条第二項から第四項までの改正規定並びに第十四条中知的障害者福祉法第九条第二項の「第四項モ」の文三見三之が二付別第四

から第四項までの改正規定並びに附則第四条、第十一条、第十二条、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条

**二条 第二十四条 第三十六条及び第三十七条の規定** 令和五年四月一日

四三略  
第三条の規定、第六条の規定、第八条中精

神保健福祉法第四条第一項の改正規定 第十

条の規定、第十三条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第十四条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）及び第十五条中精神保健福祉士法第二条の改正規定（第五条第十八条項）を「第五条第十九項」に改める部分に限る。）並びに附則第六条、第二十七条、第二十八条、第三十一条から第三十四条まで、第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日）（知的障害者福祉法による更生援護に関する経過措置）

あるのは「介護保険特定施設、介護保険施設若しくは介護療養型医療施設」とし、読替え後の新第九条第三項中「及び介護保険施設」とあるのは、「介護保険施設及び介護療養型医療施設」と、「若しくは介護保険施設」とあるのは、「介護保険施設若しくは介護療養型医療施設」とする。  
(政令への委任)

**第四十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。